

Title	紀州北山地方の検地帳
Sub Title	Land survey books in 1590 and 1601 of Kitayama, Kii-no-Kuni
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.3 (1958. 3) ,p.246(52)- 259(65)
JaLC DOI	10.14991/001.19580301-0052
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580301-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



紀州北山地方の検地帳

速 水 融

紀州における検地については、慶長六年(一六〇一)の浅野氏によるものが既に研究されて来た。^(注一)この年以前において検地が行われたことは既に前稿において指摘した如くである。即ち、天正十三年(一五八五)の文書に次の如きものがある。^(注二)

「其許検地申付候につゝて小堀新助差越候、百姓罷出庄界何もこたへおとし無之様に可仕候、掟目等之儀新介に申含遣候条成其意諸事新助次第可申付者也、委曲任口上候謹言

美濃守秀長 判

天正十三年壬八月九日

紀州国中総百姓申

これによってこの年、紀州の軍事的征服に成功した秀吉が、その弟秀長に大和・紀伊を与え、小堀新助をして紀州検地を行わしめた事が判明する。しかしながら、天正十三年の検地帳、及び検地に基

く石高の測定その他を示す史料は少なくとも現在においては見出されていない。それ故、太閤検地の内でも、最も初期に行われたものの一つである点において興味を引くこの検地がいかなる形態で行われたかと言ふ事情については目下のところ明らかには得ないのである。ただ小堀新助なる検地奉行の登場は注目されてよい。何故ならば、小堀新助はその後各国の検地奉行として活躍し、秀吉との関係はあたかも徳川氏と伊奈備前守との如き関係を想定せしめるからである。即ちこの天正十三年の紀州検地に始まり、以下に示す同十八年の同じく紀州熊野北山地方の検地、慶長三年(一五九八)の越前^(注三)検地、下つては同七年(一六〇二)の近江^(注四)検地等に奉行人として名を連ねている。これらの事実から小堀新助が太閤検地及び徳川初期の検地において、その実行的な施行担当者として活躍したことを知り得るのである。天正十三年の紀州検地は彼の恐らくは最初の仕事であつたと思われる。

この天正十三年の検地から慶長六年の間、紀州で検地が行われた

事を示す史料はなかったのであるが、最近天正十八年(一五九〇)の同国牟婁郡北山地方の検地帳が発見され、この年に検地の施行された事を物語っている。ただし、天正十八年に紀州全国に亘つて検地が行われたのか、或いは北山地方のみに行われたのかは判明しない。後述する様に北山地方は非常に交通至難であり、天正十三年の紀州一國検地から除外される可能性のあつたことは十分考えられる。即ち天正十三年当時この地方は一応新宮に拠す堀内氏の支配下にあつたが、それも牟婁郡全域に及んだわけではなく、北山地方には土豪勢力がなお強く残つていたものとみられる。天正十六年に「大和^(注五)大納言秀長の下知に依り堀内安房守は奉行吉川平助、同三蔵と共に人数三千四百五人を催ふし、北山を攻めんとて……北山勢の立籠れる……多尾の城に推寄せたり。……城中の人数二千五百余人必死に戦いけれども元より烏合の勢にて大将たるものもなければ……」^(注五)と、堀内氏の北山征伐の事を記している。戦いの模様などの真偽は別とし、この事は、北山地方の土豪がその險阻を頼んで秀吉の統一に抵抗していた事を物語るのである。従つて天正十三年の小堀検地がこの地に容易に入り得ず、十六年の堀内氏の軍事的攻略をまつて漸く行い得たものとすれば、北山地方の検地帳に天正十八年の日付のあることは強ち不思議ではない。

本稿はこの天正十八年の検地帳と筆者が従来研究して来た慶長六年の検地帳とを比較しながら考察するのを目的とするのであるが、史料も少なく、限定されたものであるので、紀州における太閤検地

紀州北山地方の検地帳

全般や当時の村落構造について十分に語り得ない。本稿はそれらの中心的問題への言わば足がかりとしての意味以上のものを持つものではない。

(注一) 拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成——慶長六年紀州検地帳の研究」(三田学会雑誌第四十九巻第二号所収)及び「領主の検地帳と村の検地帳」(社会経済史学第二十二巻第二号所収)。

(注二) この文書は和歌山県日高郡役所編『和歌山県日高郡誌』大正十二年、一六七七頁所収の神前文書より引用したものであるが、最近これとは同文の文書が発見され、宮川満氏の『太閤検地論第二部』に写真版が掲載されている。宮川氏は「本文書は紐伊における太閤検地が天正十三年壬八月に行われたことを示す新史料である」とされているが、この事については、『日高郡誌』はさて置いたとしても、既に伊東多三郎氏によって指摘され(同氏「近世封建制度成立過程の一形態」社会経済史学一一巻七、八号所収)ているものである事を明らかにしておく。ただ、宮川氏引用の文書と神前文書との間には若干の相違があり、必ずしも同一史料に基くものとは言えない。

(注三) 所三男氏編「検地帳図録」(『近世庶民史料所在目録』第三輯所収の口絵写真)の越前国足羽南郡安部村検地帳に小堀新助の検地奉行奥書がみられる。

(注四) 同書所収の近江国栗本郡草津村検地帳をみよ。

(注五) 三重県南牟婁郡教育会編『紀伊南牟婁郡誌』上巻、大正十四年、二三四頁より。

〔補記〕 本稿で用いた天正十八年の検地帳は、最近発見され、奈良県天理大学付属図書館に蔵されることとなったもの、又慶長六年の検地帳は徳川林政史研究所所蔵のものである。未熟な筆者に閲覧を許された天理大学付属図書館の平井良朋氏、ならびに徳川林政史研究所の所三男氏に感謝せねばならぬ。

二

天正年間の牟婁郡地方は、前節でみた如く堀内氏の配下にあった。同氏は天正年間において最も活躍し、東は伊勢との国境までを領地としている。天正十三年の秀吉の紀州征伐にあたっては、是と結んで安堵を受け、新宮を根拠として勢を張った。それ故、同年の秀吉による検地は、紀伊一国に対するものであったが、堀内氏の秀吉との親和関係がなければ成立しなかつたであらう。ところが北山地方には堀内氏の勢力すら及んでいなかったため、検地が直ちに行われずとは考えられない。前節でみた様に、天正十八年の検地帳が、この地方で最初に作られたものである事は十分に考えられるのである。地理的に言って、北山地方は熊野川の上流の一つである北山川の流域にあり、山間の、交通の便の殆んどない地域である。従ってこの地の産物は林産物を除いては殆んどなく、熊野の交通路からも取

り残されていたため政治的にも取り残され、経済的にも遅れた地域であった。天正十六年の堀内氏の北山征伐が実際に行われたものであるとすれば、その目的はこの地方の材木の確保にあったのではあるまいか。天正十八九年の頃、新宮で征韓役の準備として造船が盛に行われていたが、その材料確保という直接的な目的があったのかも知れない。ともかく、天正十八年付の北山地方の検地帳が存在する事は、この頃に漸くこの地方が秀吉政権の内へ組み込まれたことを物語るのである。

今度見出された検地帳は、小森村、下尾井村のもの二冊、およびその検地を基として作成されたと思われる同年の尾川村名寄帳一冊である。この内下尾井村については、同村が現在和歌山県に属するところから、慶長検地帳を見出しえない。他の二ヶ村は北山川の右岸に位置し、現在三重県南牟婁郡紀和町小森、同熊野市尾川となっている。

天正十八年の検地帳を示すと次の如くである。

(表紙)

天正拾八年	小新内 弥太郎
紀州室北山こもり村検地帳	野崎 与三郎

(表紙)

天正拾八年	小新内 与一郎
紀州室郡北山下尾井村検地帳	筆頭 勘兵衛
十一月七日	

一 所	畠ひへ	貳斗	清水寺
同	畠ひへ	壹斗	くほ
同	畠ひへ	壹斗四升	庄や南
同	畠ひへ	八升	新介
同	はたひへ	六升	三郎
同	やしき	五升	うしろ
二 畝	畠ひへ	壹斗四升	同 人
一 所	やしき	貳升	やまめ
三 畝	はたひへ	貳斗一升	同 人
一 所	畠ひへ	七升	つかい
三反半	畠ひへ	貳石四斗五升	なかむら
一 所	やしき	壹升五合	やまめ

(以下五十一筆略)

以上卅四石四斗八升内圍

拾七石七斗五升内圍 さこく

貳石八斗内圍 あれ

三反一畝	三石七斗二升	おく田	
六畝	七斗貳升	ひかし	
一反二畝	一石八升	同 人	
三畝	三斗六升	同 人	
一 所	八升	同 人	
八反半	中畠ひへあり	七石六斗五升	おく田
四反三畝	畠あり	三石八斗七升	庄や
一 所	やしき	五升	やまめ
四反半	畠あり	四石五升	ミくり
半	内二畝あれ	六斗	おく田

(以下三十五筆略)

合卅三石八斗五升之内圍

卅一石四升五合 ひへあり

壹石二斗 あれ分

以上

紀州北山地方の検地帳

二斗一焼昌廿七歩

同壹升八合

よ相 藤三郎 甚二郎

畠方合八町五反四畝六歩

大豆合八十四石三斗九升九合

内二石五斗四升四合荒

付荒

二口合百四拾五石五斗七升六合 内四石九斗四升七合くさり付荒

式石五斗四升四合あれ

まずこの記載様式の上での相違は慶長検地帳では位附、丈量間数、面積の記載をなし、石高を欠く点にある。尤も各筆毎の石高の記載を欠くのは、この検地帳が領主の手に残されたものである事による。

若し同年代の村側の検地帳が発見されればその記載様式は天正のものに近いであろう。村高は天正に比して四倍にも増加している。即ち前者と比較する意味で田畑屋敷別に示すと、田三町二反七畝九歩、四十一石九斗五升三合、畑八町五反四畝六歩、八十四石三斗九升九合、屋敷二反五畝十八歩、三石五斗八升四合であり、平均石盛は田約一石三斗、畑約一石となる。これから、天正検地に比しての増高が、前者のやや緩い検地に對し、後者では徹底的な打ち出しが行われた結果である事が判明しよう。畑はともかく、田では平均石盛は増大していないから、石高の増加は検地面積の増加に比例している。

この様な面積の増加は天正検地以後僅々十数年の間の新田開発によるとは考えられないから、これは全く検地施行程度の強弱によるものであろう。天正検地と慶長検地との石高比較は前稿で示した如く、多い村では四倍以上となっている。小森村の場合も多い方である。

ある農民の家を単位として示すものでないことは前稿でもふれておいた。即ち、屋敷地を有せざる名請人を、一個の家を形成する単位とするとは、その村の家数を過大に算定することとなり、これを何等が別個の説明で解釈せざる限り、屋敷持名請人と無屋敷名請人を同一の規準でとらえる事は甚だ危険である。紀州牟婁郡の場合、明らかに他村からの入作百姓を除いて、屋敷地名請人と、無屋敷名請人との比率はほぼ六対四なのである。しかしこの比率は村によって非常な偏差を示し、一部の論者の言う如く、これをもって先進地・後進地の指標とすることは困難である様に思われる。北山地方の場合も、入作関係を除いて、一方では大俣村の如く屋敷地の名請人五十三、無屋敷名請人十二という例があるのに対し、他方では野口村の如く、前者が十一、後者が四十という全く逆の比例を示す村もあるのである。この様な差異が何故生ずるのかについては今後更に考究するべきであらう。しかしながら、現在少なくとも言えることは、屋敷持の名請人が圧倒的に多い場合は、即ち無屋敷名請人が殆んど無視し得る程に少ない場合には、その検地帳における名請関係を整理して名寄帳を作成することは可能であらう。

小森村の場合、第二表に見る如く、幸いにも無屋敷名請人は非常に少ない。しかもこれらの内庄屋太郎左衛門は、庄屋南と同一とみられ、下尾井ノ百は入作であるから純粹の無屋敷名請人はさかやのおうしと五郎うはの二人になる。残りの二十八人がこの村の屋敷地名請人として家を代表するものであろう。ところで検地帳の末尾に

紀州北山地方の検地帳

第二表 小森村の請人と石高（慶長6年）

請人	石高	請人	石高
○南岡	19.28	○龜松	2.41
○中村	19.13	○さかやのおうし	2.06
○道前	18.33	○五郎うは	0.88
○庄屋	11.98	○小夫二郎	0.86
○清水	10.17	○道前下人うは	0.78
○四郎左衛門	8.24	○せくま	0.70
○神主	7.97	○中村下人うは	0.59
○渡守ミやほうし	7.65	○かんたい女さふ	0.35
○小夫十助	6.17	○南おうし	0.22
○庄屋太郎左衛門	6.05	○姫千代	0.17
○二郎左衛門	4.96	○南うは	0.07
○庄屋下人四郎衛門	4.91	○神主うは	0.03
○二郎おうし	4.05	○わか松うは	0.01
○庄屋下人二郎	3.75	○花鶴うは	0.01
○四郎左衛門うは	2.91	○四郎衛門うは	0.01
○南岡おうし	2.55	○下尾井ノ百	0.26

〔備考〕 ○印は屋敷地請人

るが、この様な差異を生ずる理由の一つとして、天正の小堀検地が自らの領地に對するものではなかったのに対し、慶長の浅野検地が自らの領地に對して行われたと言ふ領地関係の相違を挙げねばならない。このことは紀州の北山地方のみに当てはまることではなく、他のいかなる場合にも考慮せらるべき条件であらう。

第一表と比較するため請人別の石高を出してみよう。この場合田畑屋敷の名請人のすべてが独立する、或いは少なくとも独立しつつ

ある家数は、紀州のこの検地の場合、屋敷地の数と一致するのが通例である。しかしこの村では屋敷地の方が多い。これはこの検地帳の屋敷地が他の検地帳と異なって末尾にまとめられていない事から来るのではあるまいか。先に示した検地帳末尾の家数改の内訳と、屋敷地名請人とを比較対照してみよう。まず一間の庄屋は庄屋南である。寺、神主、渡守もそれぞれ明らかで、下人二間も亦庄屋下人四郎衛門と二郎である。九間のうはは四郎左衛門うは、道前下人うは、中村下人うは、南うは、神主うは、わか松うは、は鶴うは、四郎衛門うはと明らかに八人を数を得る。残りの一間は恐らくかんだい女さふであらう。五間のおうしは二郎おうし、南岡おうし、南おうしの三人と、小夫十助、小夫二郎を指すのではあるまいか。結局残りの南岡、中村、道前、四郎左衛門、二郎左衛門、龜松、せくま、姫千代の八人の内から一間のありきと五間の百姓が算定されるのである。ここに二間の差異を生ずるのは、(一) 検地役人の計算の誤り、(二) 南岡、中村、道前の内一人がありきで残り二人は姓で出ているところから百姓——これは次に説明する——の内に算えられない場合、(三) せくま、姫千代が家数改から落されている。以上の三つの可能性の内いずれかであると思われる。

では家数改に示された「百姓」とは何か。これについては既に発表した如く、「役家」であり、賦役を負担する農民である。検地それ自身が土地から期待しうる年貢負担能力調査であるとすれば、家数改は農民から期待しうる賦役負担能力調査である。小森村の場合に

五九 (二五三)

みられる如く、慶長検地帳末尾の家数改がこの調査を目的とするものであった事は明らかである。検地と家数改とは必ずしも同一の過程で施行せねばならぬ必然性はないが、家数と検地帳の屋敷地の間に関係を見出し得る限り、両者が同じ検地帳に記載される可能性はあった。小森村の場合、「百姓」がどの家であるかは決定し得ないが、第二表からある程度の推測は可能である。即ち、下人やおうし、うばの如く主家と何等かの隷属関係を有する者と異なり、持高もある程度多く、独立的である。

さて、第一表と第二表を比較して何が得られるであろうか。名請人で系譜をたどり得る者は庄屋南、清水寺、中村の三人にすぎない。天正検地においてこれらがすべて屋敷地を有していないという慶長検地の結果出て来た関係と全く逆の関係を我々はいかに解釈すべきか。これらについては今のところ回答を保留せざるをえない。我々の観察をもう一つの村に移そう。

慶長検地帳と比較しようも一つの史料は尾川村の「納長」である。この史料は後年のいわゆる名寄帳で名請人別に石高を出すために作られたものと推定される。

(表紙)

天正拾八年
小川村之納長事
十一月廿日

二段七畝 三石二斗四升 与四郎
三畝 三斗六升 同 人
一所 五升 同 人
四段半 内一石四斗分 五石四斗 同 人
一所 五升 同 人
七畝 八斗四升 同 人
(中略)
一所 五升 同 人
一所 一斗三升 同 人
合廿壹石四斗二升四合内
惣合百卅六石四斗六升二合者 田方
惣合卅二石六斗六升者 畠方
惣合三石九斗九升者 屋敷方
小森村や下尾井村の検地帳にてらして、この納帳が恐らく同年の検地帳を基として作られたであろう事が推察される。前者と同様に田畑の位附を欠き、所々に丈量面積の記載のない「一所、五升……」と言った記載を見る。この年の石高合計は百七十三石一斗二升二合、田の石盛は反当一石一斗乃至一石三斗、畑は六斗乃至九斗となっている。

第三表はこの納帳を整理したものである。尾川村の場合は、小森

村に比してやや不可解な点が少ない。たとえば持高五石以上の者はすべて屋敷地を有しているし、慶長検地帳との関連もかなり見られるからである。これは史料が「納帳」であるという点からの帰結であらう。

一方尾川村の慶長検地帳はどうか。この検地も亦小森村と同様に和田五郎左衛門の行ったものである。記載の様式は小森村と全く同様であるので省略し、末尾の家数改、及び石高の合計数のみを示そう。「家数合五拾四間之内

第三表 尾川村石高別名請人 (天正18年)

石	高	名請人数	屋敷持	慶長検地 にある	他村 入り	よ作
10	石	1	1	0	0	0
10	以5	9	9	5	0	0
5	一3	9	7	3	0	0
3	一1	23	18	12	2	2
1	石	32	13	4	6	6
	計	74	48	24		8

五間 おうし
壱間 神主
拾貳間 うは
壱間 寺
壱間 大工
壱間 庄屋
壱間 ありき
三間 下人
三間 かかえ者
残而
式拾六間 百姓
田高計二百四十五石三斗九升四合
畑高計五十一石五斗八升
屋敷高十三石四斗二升四合

細州北山地方の検地帳

第四表 尾川村石高別名請人 (慶長6年)

石	高	名請人数	屋敷持	天正検地 にある	他村 入り	よ作
10	石	9	8	5	0	0
10	以5	18	16	9	0	0
5	一3	8	6	3	2	2
3	一1	14	7	6	3	3
1	石	29	15	1	3	3
	計	78	52	24		5

うばはすべて指摘しうるが、神主、下人、かかえ者、およびおうし五間の内一間は指摘することをえない。うば、おうしは殆んどが持高一石以下で(屋敷持十五人の内おうし三、うば十一、寺一)強い隷属性を示している。うば、おうしの内容は現在の研究段階では明確に規定し得ないが、この様な事実から独立した農民とは区別して考える必要を感じる。それ故、二十六間の「百姓」はすべて、石高一石以上、大部分は三石以上の農民

である。しかしながらこれは事実的にそうなるのであって「百姓」たる資格と、石高の大小とが制度的に規定されていた事を意味するものではない。

第三表と第四表、或いは天正検地と慶長検地の比較は、この村の場合もそれ程はつきりした結果を生み出し得なかつた様である。系譜の上でたどり得る者の数が小森村に比すれば多いとは言え、全体から見れば半分以下にすぎないのである。

ところで尾川村の場合、小森村に比して無屋敷登録人の数が多い。即ち、小森村では僅か二人であったものが、ここでは明らかに他村よりの入作の肩書を附す者を除いても二十一人を数える。これが何を示すものかについては現在種々の説があつて、早急な解決は困難なのであるが、ここでは地理的に近接する隣村の長井村の検地帳と比較しながら考察を加えたいと思う。第五・六表は両村の慶長検地帳の集計である。この表にみる如く、両村とも石高の多い者ほど

第五表 尾川村検地帳集計 (慶長6年)

請人	石高	請人	石高
○*六郎次	18.88	**満壽寺	2.06
○*五左衛門	18.38	○新左衛門	1.89
○*助八郎	16.68	○新四郎	1.76
○*せ八郎	14.35	○新七郎	1.74
○*新十郎	13.49	○勘七郎	1.70
○*勘十郎	10.65	○*惣千福	1.51
○*与十郎	10.32	○千加	1.22
○*長千太	10.30	○*加す千	1.00
○久千太	10.04	*亀千	0.99
○*長千太	9.99	○まんつる	0.83
○*源千太	9.13	○五左衛門	0.72
○*勘千太	8.58	○*二郎	0.64
○*勘千太	8.02	○*又一郎	0.63
○*長千太	7.88	○やくし	0.56
○*長千太	7.13	○三郎	0.53
○*玉千太	6.94	○*谷ノ	0.49
○源千太	6.91	○惣十郎	0.48
○*甚千太	6.69	○源助	0.47
○*九千太	6.69	○源助	0.44
○新九郎	6.49	○*藤す千	0.37
○*か九郎	6.32	○藤十郎	0.36
○*熊九郎	5.64	○九介	0.31
○*番九郎	5.44	○才六	0.30
*新右衛門	5.44	○喜十郎	0.28
○*三右衛門	5.38	○*惣十郎	0.27
○*善右衛門	5.32	○又二郎	0.23
○德右衛門	5.31	*德千	0.23
○助右衛門	4.18	○弥花	0.19
○*久右衛門	4.14	○新四郎	0.08
○*喜右衛門	4.02	○せん助	0.07
○*才右衛門	3.85	○熊千代	0.06
○*宮右衛門	3.83	○こつち	0.06
○*惣右衛門	3.43	○*橋村	1.45
○*三右衛門	3.35	**十助	0.81
○*三右衛門	2.85	**甚九	0.36
○*三右衛門	2.83	**孫太	1.61
○*三右衛門	2.45	**長	0.61
○*三右衛門	2.41		

【備考】 ○印 屋敷地請人。*印は長井村検地帳にもみられる。**印は長井村からの入作人と思われるもの。

第六表 長井村検地帳集計 (慶長6年)

請人	石高	請人	石高
○新九郎	13.17	○源七郎	0.11
○新九郎	12.46	○*七郎	0.11
○*新九郎	11.80	○大屋	0.10
○*甚九郎	9.78	○少右衛門	0.08
○*橋九郎	8.15	**九郎	0.07
○*満九郎	7.82	尾川*惣	3.65
○*左九郎	7.78	**助	3.14
○*少九郎	7.18	**三郎	2.85
○*源九郎	6.88	**二郎	2.79
○*新九郎	6.80	**五郎	2.77
○*庄九郎	6.25	**せ郎	2.45
○*三九郎	4.59	**勘郎	2.09
○*く九郎	3.86	**甚郎	2.09
○*ふ九郎	3.40	**尊郎	2.04
○*百九郎	2.77	**善郎	1.64
○*よ九郎	2.71	**源郎	1.59
○*与九郎	1.58	**六郎	1.58
○*か九郎	1.37	**玉郎	1.58
○*平九郎	1.14	**弥郎	1.43
○*あり九郎	0.88	**才郎	1.41
○*う九郎	0.86	**番郎	1.38
○*山九郎	0.82	**長郎	1.34
○*右九郎	0.82	**喜郎	1.28
○*長九郎	0.70	**勘郎	1.24
○*甚九郎	0.68	**徳郎	1.06
○*中九郎	0.66	**惣郎	0.89
○*は九郎	0.64	**か郎	0.86
○*大九郎	0.50	**長郎	0.79
○*甚九郎	0.43	**長郎	0.72
○*新九郎	0.41	**新郎	0.70
○*善九郎	0.34	**久郎	0.67
○*庄九郎	0.33	**助郎	0.56
○*谷九郎	0.32	**熊郎	0.52
○*長九郎	0.30	**新郎	0.15
○*二九郎	0.26	**は郎	0.02
○*か九郎	0.23	**孫郎	4.18
○*谷九郎	0.22	**ち郎	1.93
○*まい九郎	0.14	**長郎	0.77
○*まい九郎	0.11	**道郎	0.58

【備考】 ○印 屋敷地請人。*印は尾川村検地帳にもみられる。**印は尾川村からの入作人と思われるもの。

屋敷地を有する比率が高いが、尾川村の五左衛門、長井村の新一郎の如く十石以上を有しながら屋敷地を有さぬ者もある。これら無屋敷登録人の内には明らかに隣村の長井、尾川、粉所等の肩書きを附す入作百姓があり、表には*印を附している。長井村には他村からの入作が多く、三十四人を数えるが、その内尾川村よりの入作三十人の名前は殆んど尾川村検地帳にみられ、しかも石高の多い屋敷地登録人が多くなっている事に気付く。検地帳の村名肩書はこの場合

紀州北山地方の検地帳

入作関係を示すものである事が確認されるのである。ただ、同じ名前でありながら、或る場合には入作関係を示す村名を附し、或る場合には附さぬ者もかなり多くみられる。これは同名の者がその村にいるか、又は入作関係の記載を省略したからに他ならない。この判定は検地帳のみしか与えられていない現在著しく困難であるが、ここでは次の如き理由から後者の判断を下したい。即ち、(一) 検地の目的は、少なくともこの段階では村高を定め、個々の百姓の持高を

定めるものではなかったから、必ずしも入作関係を明記せねばならぬ必然性に欠ける事。(5) これを若し同名異人とすればその数かなり多くなる事。以上の如き理由であるが、中には甚二郎の如く同村に名を有し、別人であると考えられる場合もないではない。これが別人であるとするれば、長井村検地帳に甚二郎と記す際、尾川の肩書のある時とはもかく、そうでない場合これがすべて長井村の甚二郎であるか否かについては疑問の余地は確かに存在するといえよう。しかしこの様な例外は僅少であるから前述の推測の妨げとはならないであろう。

さて、明らかに入作の村名を附す場合は解決されたとして、残りの何も手がかりのない無屋敷登録人について検討しよう。たとえば長井村与一郎の場合、尾川村検地帳に屋敷地を有する同名の者が存在する。長太郎、二郎等は、谷うば、九助等についても同様である。

これは前の場合にてらして、入作関係を記すべきところを略しているものと考えられる。尾川村検地帳からも同様に三郎、満寿寺の二人が長井村からの入作として算定されるのである。この様に表で*で示した者は明らかに他村からの入作関係にある者で、村名の記載が略されているものとみられる。即ち、長井村の無屋敷登録人十九人中、五人が尾川村からの入作、尾川村の場合二十一人中二人が長井村からの入作者である事が判明した。この様に両村相互間の入作関係が存在する以上、これ以外の近隣村との入作関係も同時に存在し得るわけである。

帳記載にあたっての検地役人の如何による差異はない。

三

結局これらの村の天正検地帳と、慶長検地帳を比較する事は、予期した如き結果を生まなかった。それは、両度の検地帳を作成した規準が余りに違いすぎたからである。即ち、天正検地帳は、土豪勢力の強く残り、しかも自己の領地ではない北山地方に対して施行された検地であり、多分に土豪勢力との妥協を残している。検地と言っても検地帳の記載から判断する限り一筆一筆の丈量が行われたか否かも疑問であり、故意に、或いは已むを得ず検地から残された土地が非常に多かった。又名請の関係にも疑問の余地を多く残している。これら一つにはこの地方の社会的、経済的後進性にもよるが、何より、その検地施行者と村との関係から規定されるものである。ただこの場合後年活躍する小堀新助の名が見出される事は注目されてよいし、又この検地それ自体の意義を過少視することはもとよりできない。これに対して慶長検地は、既に各地の検地奉行として、太閤検地の実際的な施行者であった浅野氏が、自己の領地に対して行ったものであって、その経緯と直接の利害関係から、よ

この様な事実は、初期検地帳の無屋敷登録人の内容を一義的に——たとえば隸屬農民であるという様な——決定し得ない有力な証拠となる。勿論そう言った隸屬関係にある者の存在を全く否定はできないが、その内容は単純ではなく、種々の理由が複合されて成り立っているものと考えられるのである。初期検地帳を取り扱う際、可能な限り、隣接村のものとの対照せねばならぬ事、無屋敷登録人の内容についての一義的な解釈が危険であることの指摘はなし得たであろう。初期検地帳にみられるこの様な特徴は、結局その検地の目的から規定されるものであり、各農民の持高を明確にすると言う調査目的が入って来ない段階では、検地帳の登録人を厳密に確定する領主側の必要性は薄かったのである。

(注一) 『紀伊南牟婁郡誌』二五三頁。

(注二) その理由については前掲の拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成」第一節参照。

(注三) 前掲拙稿「領主の検地帳と村の検地帳」参照。

(注四) 「近世初期の検地と本百姓身分の形成」所収第五表をみよ。

(注五) 前掲論文参照。

(注六) 同右所収第二表参照。

(注七) 同右論文、及び未発表論文「近世初期の人別改と役家について」

(注八) 検地役人は尾川村と同じく和田五郎左衛門であるから検地

り徹底した、より合理的な調査であったことが窺われる。しかもこの時の検地は、家数改を伴って行われているので、農民がこれから逃れる余地は殆んどなかったのではあるまいか。それ故にこそ、石高において村によっては二倍三倍の打ち出しが可能であったし、この時を以ってこの地域が近世的な封建体制の内に組み込まれたとしてよい。

北山地方の土豪達がこれに対していかなる対応を示したかは興味深い問題である。慶長十九年に生じた北山一揆との関連は当然考えられるし、又研究されねばならぬ課題であろう。本稿で取り扱った小森、下尾井、尾川の三ヶ村もこの一揆成敗の村数中に入っている。^(注三)しかしこの問題を取り扱うためには、考察の範囲を更に広げねばならないので、次の機会にまとめて取り上げる事としよう。本稿はその前提としての素描以上に出るものではない。

(注一) 『浅野家文書』(大日本古文書家わけ第二)八一—二頁所収の天正十八年秀吉朱印状は、浅野弾正少弼を奉行として出羽奥州の検地を施行せしめた事を示す。

(注二) 同書、一五三頁以下所収の「紀伊国一揆成敗之村数」